

重要事項説明書別紙

令和 6 年 4 月 1 日現在

- 居宅介護支援費
居宅介護支援費（Ⅰ）
要介護 1・2 11,620 円/月
要介護 3・4・5 15,097 円/月

※下記の要件に当てはまる場合は別途加算があります。
○初回加算 3,210 円
新規に居宅サービス計画を策定した場合及び 2 段階以上の変更認定を受けた場合

- 入院時情報連携加算
（Ⅰ） 2,675 円
入院した日のうちに、入院先の職員に対して利用者に関する必要な情報提供を行った場合
（Ⅱ） 2,140 円
入院した日の翌日又は翌々日に、入院先の職員に対して利用者に関する必要な情報提供を行った場合

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	4,815 円	6,420 円
連携 2 回	6,420 円	8,025 円
連携 3 回	—	9,630 円

退院又は退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140 円
病院等の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンス（事例検討会）を行いサービス等の利用調整を行った場合
- ターミナルケアマネジメント加算 4,280 円
当該利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合
- 通院時情報連携加算 535 円（1 か月に 1 回の算定を限度とする）
医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

- 公正中立性の確保
① 前 6 ヶ月間に作成された居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の
各サービスの利用割合（令和 5 年 9 月～令和 6 年 2 月）

訪問介護	15%
通所介護	55%
地域密着型通所介護	20%
福祉用具貸与	78%

- ② 前 6 ヶ月間に作成された居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の

各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものが占める割合（令和 5 年 9 月～令和 6 年 2 月）

訪問介護	市 川 市 福 祉 公 社 33%	癒しのヘルパーおにだか 28%	サンウェルズ船橋 28%
通所介護	元 気 ク ラ ブ 行 徳 35%	コ ミ ュ ミ ケ ア 2 4 31%	ケ ア リ ッ ツ 妙 典 22%
地域密着型通所介護	妙 典 邸 42%	親 愛 の 丘 42%	き ら ら 新 浦 安 10%
福祉用具貸与	パ ナ ソ ニ ッ ク 市 川 38%	ラ イ フ ケ ア タ カ サ 20%	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト 14%

私は、本書面に基づいて事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書（別紙）の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名： _____ 印 _____

代理人氏名： _____ 印 _____